

平成23年12月1日

宮 部 龍 彦 様

法務省人権擁護局調査救済課

審査請求に対する裁決について

あなたが、平成23年4月11日付け審査請求書をもって法務大臣に対して行った審査請求につきましては、本日、別添のとおり裁決がなされましたのでお知らせします。

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名 宮 部 龍 彦

上記審査請求人から平成23年4月11日付けでされた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）18条1項に基づく保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人の請求を棄却する。

不 服 の 要 旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人がした法12条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に対し、平成23年3月18日付け庶第214号により大阪法務局長（以下「処分庁」という。）がした部分開示決定（以下「原処分」という。）について、「調査の結果得られた証拠を印刷した書面」等、審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報を不開示とした部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書の各記載によれば、本件審査請求の理由の概要是、次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求に至るまでの経過について

(ア) 平成22年2月15日、審査請求人は、自身が運営するブログ「鳥取ループ」（以下「本件ブログ」という。）に、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例に対する批判とともに、「大阪市内特定地区の概況」（地図）、「大阪市内の特定地区（被差別部落）」（地図）及び「50年のあゆみ」（pdf）を掲載した。

(イ) 平成22年2月20日、同じく本件ブログに、「地区の所在地」（地図）及び「10年のあゆみ」（pdf）を掲載した。

(ウ) 平成22年4月21日、ブログ運営会社から審査請求人に対し、処分庁から上記の情報に対する削除要請があった旨の連絡があった。

(イ) 平成22年4月21日、審査請求人は、処分庁に電話をして削除要請を拒否した。

(オ) 平成23年1月11日、処分庁に対して「インターネットサイト「鳥取ループ」に対する削除要請に係る人権侵犯事件記録（大阪市内の特定地区に関するもの）」を開示するよう、保有個人情報開示請求書を提出した。

(カ) 平成23年3月21日、審査請求人は処分庁から原処分の通知を受けた。

(キ) 平成23年3月30日、審査請求人は原処分により開示された部分の保有個人情報に係る文書を受け取った。

イ 審査請求人により既にインターネットで公開されている情報について

(ア) 上記情報は、審査請求人が大阪府の条例について論評するために、社団法人大阪市人権協会（旧・社団法人大阪市同和事業促進協議会。以下「人権協会」という。）の出版物として公にされた情報を国立国会図書館で複写し、著作権法上認められる範囲で引用したものである。したがって、開示ないしは公開しても処分庁の事務事業に影響しない。

(イ) また、情報公開・個人情報保護審査会は、別件において、平成22年度（行個）答申第81号（平成22年12月3日）、人権侵犯事件記録中の同和地区一覧を模したブログ掲載文書について、「当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分は開示すべきである。」との判断を示している。

(2) 意見書

ア 本件で「人権侵犯事件」とされているのは、審査請求人が「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」について論評するために、人権協会が頒布し、国立国会図書館にも所蔵されている「50年のあゆみ」に掲載されている大阪市内の同和地区の名称と区域に関する部分を引用したことである。処分庁は、審査請求人が掲載した情報をインターネットから排除するために、審査請求人に事前に知らせることなくブログ運営会社に削除要請の行政指導を行ったが、同社から審査請求人に通知があったため、審査請求人の知るところとなったものである。

審査請求人は、論評のため、本件ブログの読者に対して人権協会が既に頒布させていた情報を提供しただけであって、それにより誰かの基本的人権が侵害された疑いがあったという事実はない。むしろ、処分庁の行為は憲法21条2項で禁止されている検閲であり、審査請求人の基本的人権を侵害する行為である。

イ 処分庁が不開示とした部分のうち、少なくとも文書27の情報は、前記の別件平成22年度（行個）答申第81号において、次のとおり判断されたものと、ほぼ同種の情報である。

「・・・の不開示部分は、特定ブログに添付された電子ファイルの内容を印刷したものであるが、いずれも特定の地域に関する情報が部落地名総鑑等の標題とともに多数掲げられており、その内容からして、それが事実か否かを問わず、法務

局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情報であると見ることができる。そうすると、法務局等が自ら当該情報を開示することは、これまでの部落差別の解決に向けた取組方針と相反することになることを否定することはできず、諮問庁がその開示に消極的な対応をしていることは、理解し得ないものではない。しかし、本件は、法に基づく保有個人情報の開示請求であり、しかも、当該情報は、既に審査請求人が知り得ているというにとどまらず、処分庁が審査請求人の開設した特定ブログに掲載されていた内容を印刷して得られたものであり、審査請求人の保有個人情報として、当該情報を開示することが、現状以上の情報拡散をもたらすものではないと認められる。そうであれば、処分庁が当該情報を開示することは、新たな差別の助長につながる行為と言うことはできず、また、差別を助長する行為に加担したものとの誤解を生じるとまでは見ることはできない。したがって、当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分は開示すべきである。」

文書27の情報は、人権協会が以前から発表していたものであって、処分庁が排除に取り組んできた事実はない。人権協会は同和対策事業の窓口団体であったのに対して、審査請求人は一個人であり、なおかつ過去の同和対策事業や、国や自治体の人権擁護活動に批判的な意見を述べていることから、処分庁により差別的な取扱いをされたものである。

裁 決 の 理 由

1 原処分について

本件開示請求は、平成22年4月、大阪法務局が、本件ブログに掲載された情報のうち、「大阪市内同和地区の概況」(地図)、「大阪市内の同和地区（被差別部落）」(地図)、「50年のあゆみ」(pdf)、「地区の所在図」(地図)及び「10年のあゆみ」(pdf)について、ブログ運営会社に対し削除要請をした人権侵犯事件の記録一式に記録されている保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙記載の各文書に記録されている保有個人情報を対象となる保有個人情報として特定した上、これらの情報の一部が、法14条2号本文、3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして、一部を不開示とする原処分とした。

2 審査請求の対象について

審査請求人は、原処分のうち、「調査の結果得られた証拠を印刷した書面」等、審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報について、不開示とした部分」の取消しを求めている。

本件人権侵犯事件は本件ブログに掲載された情報が対象となったものであり、記録中の文書は、いずれも何らかの意味で上記情報に関わるものであって、審査請求人による上記記載が不開示の決定の取消しを求める対象部分を特定するものとも言い難いことから、原処分において不開示とされた文書（以下「本件不開示部分」という。）の全部につき不開示の決定の取消しを求めるものとして判断する。

3 不開示情報該当性について

そこで、本件不開示部分について検討すると、以下のとおり、いずれも法14条に定める不開示情報に該当する。各文書ごとの不開示部分及び不開示情報該当性（不開示理由）は、別紙のとおりである。

(1) 本件不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報が含まれている。

したがって、これらの情報は、法14条2号本文の不開示情報に該当する。

(2) 本件不開示部分には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、担当職員間の忌憚のない意見交換が必要不可欠であり、このような情報が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐり、関係者の誤解や反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。また、そのような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等することになれば、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(3) 本件不開示部分には、人権擁護の事務を遂行する職員に関する情報が含まれている。このような情報を開示することにより、その後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(4) 本件不開示部分には、法人その他の団体に関する情報が含まれている。

このような情報を開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報が開示されこととなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条3号イの不開示情報に該当するとともに、同条第7号柱書きの不開示情報にも該当する。

(5) 本件不開示部分には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が含まれている。

これらの情報が開示されると、事件の調査に協力した関係者やその内容等が明らかになることから、紛争が複雑化したり、調査に協力した者が何らかの不利益を受けることもあり得る。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿の保障が厳守されなければ、関係者の協力を得るのが困難となり、その結果、実効的な被害者の救済が図られないこととなって、事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じることになる。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(6) 本件不開示部分には、大阪法務局が調査の結果得た証拠の内容に関する情報が含

まれている。

人権侵犯事件を担当する法務局、地方法務局は、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しておらず、その調査にはおのずから限界がある。そのような中で、調査の結果得られた証拠をその都度明らかにしていくことになれば、結局、事件の見方や調査の手法を全て明らかにすることにつながりかねない。しかし、そのようなことになれば、調査手法を知った関係者等から誠実な供述が得られなくなるなど、今後、事件の調査処理を担当する職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(7) 本件不開示部分には、差別を助長するおそれのある情報が含まれている。

それは、その内容が事実であるか否かを問わず、差別を助長するおそれのある情報として、人権擁護機関が長年にわたりその排除に取り組んできた対象そのものである。そのような情報を開示することは、それ自体上記取組と相反するものであって、人権擁護機関に対する国民からの信頼が失われ、人権侵犯事件の処理において、関係者からの情報提供、調査への協力を得ること等が困難になることが明らかである。このような事態は、人権擁護行政に係る事務の適正な遂行に対する重大な支障となるものである。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

4 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分は、いずれも法14条に定める不開示情報に該当する情報が含まれているから、同部分を不開示とした原処分は妥当である。

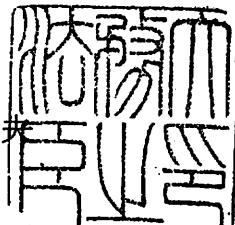
よって、本件審査請求は理由がないから、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法12条4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として裁決の取消しを求ることはできません（行政事件訴訟法10条2項）。原処分に不服がある場合には、この裁決があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として、上記の裁判所に、原処分の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、原処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

平成23年12月1日

法務大臣 平岡秀



文書番号	通し番号	枚数	文書名	個人情報 該当性 ○…全部該当 △…一部非該当 ×…全部非該当	開示・不開示の 有無 ○…全部開示 △…部分開示 ×…全部不開示	不開示理由	不開示部分 (黒塗り部分)
1	1	1	特別事件開始及び調査結果報告書決裁文書	○	△	(2)	決裁印及び下部の処理経過欄を除くすべての部分
2	2~4	3	特別事件開始及び調査結果報告書(H22.5.19付け)	○	△	(2)(5)	事件端緒欄, 申告等の概要欄, 理由欄, 参考事項欄, 目録欄
3	5	1	承認書(H22.5.26付け)	○	△	(2)(3)	メール件名, メール本文, 送信者の直通電話番号, FAX番号及びメールアドレス
4	6	1	特別事件処理報告書(H22.6.1付け)	○	△	(5)	事件端緒欄
5	7~13	7	口頭聴取書(H22.2.22付け)	○	△	(1)(5)(7)	被聴取者の職業・氏名, 聽取内容
6	14, 15	2	電話聴取書(H22.2.23付け:午後1:50)	○	△	(5)	受信者欄, 聽取内容
7	16	1	電話聴取書(H22.2.23付け:午後6:50)	○	△	(2)	聴取内容
8	17~39	23	口頭聴取書(H22.3.1付け)	○	△	(1)(5)(7)	被聴取者の所属・氏名, 件名, 聽取内容
9	40~51	12	人権侵害情報認知の報告書(H22.3.2付け)	○	△	(1)(2)(6)(7)	決裁印, 日付, 訂正部分及び報告者欄を除く全ての部分
10	52, 53	2	電話聴取書(H22.3.5付け)	○	△	(5)	受信者欄, 聽取内容
11	54, 55	2	電話聴取書(H22.3.9付け)	○	△	(5)	発信者欄, 聽取内容
12	56	1	電話聴取書(H22.3.10付け)	○	△	(5)	発信者欄, 聽取内容
13	57	1	電話聴取書(H22.3.12付け)	○	△	(5)	発信者欄, 聽取内容
14	58	1	電話聴取書(H22.3.31付け)	○	△	(2)	聴取内容
15	59	1	法務省人権擁護局調査救済課発出文書(H22.3.31付け)	○	△	(2)	本文
16	60	1	電話聴取書(H22.4.6付け)	○	△	(4)(5)	受信者欄, 聽取内容
17	61~69	9	受信電子メール文書(H22.4.7付け)	○	△	(4)(5)	送信者欄, 件名, メール本文
18	70	1	電話聴取書(H22.4.13付け)	○	△	(4)(5)	受信者欄, 聽取内容
19	71~75	5	決裁文書(H22.4.15付け)	○	△	(2)(4)(5)	日付及び決裁印を除く全ての部分
20	76~79	4	受信電子メール文書(H22.4.21付け)	○	△	(4)(5)	送信者欄, 件名, メール本文

21	80	1	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後2:00)	○	○		
22	81, 82	2	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後3:15)	○	○		
23	83, 84	2	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後4:00, 対 ミ ヤベ某男)	○	○		
24	85	1	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後4:00, 対 本省)	○	△	(2)	聴取内容
25	86~89	4	送信電子メール文書 (H22.4.22付け)	○	×	(2)(4)	全ての部分
26	90, 91	2	受信電子メール文書 (H22.4.22付け)	○	△	(4)(5)	送信者欄, 件名, メール本文
27	92~98	7	調査の結果得られた証拠を印 刷した書面	○	×	(1)(6)(7)	全ての部分

不開示理由

- (1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報(法14条2号本文)
- (2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (3) 人権擁護事務を遂行する職員に関する情報が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (4) 法人その他の団体に関する情報の内容に関する情報が記載された部分(法14条3号イ, 同条7号柱書き)
- (5) 開示請求者以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (6) 調査の過程で収集した証拠の内容が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (7) 差別を助長するおそれのある情報が記載された部分(法14条7号柱書き)



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成23年12月1日

法務省人権擁護局総務課長 畠 本 直

